



# 宮 崎 県 公 報

平成25年6月3日(月曜日) 第 2493 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課)	1
○道路の区域の決定	1
○道路の区域の変更(3件)	( " ) 1
○道路の供用の開始(4件)	( " ) 2
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出	(会計課) 3

## 訓 令

○宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 3

## 公 告

- 保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(商工政策課) 4
- 職業訓練指導員試験の実施……………(労働政策課) 4
- 公共測量終了の通知……………(管理課) 6
- 二級建築士免許の取消し……………(建築住宅課) 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
くじら薬局	宮崎市	薬局	平成25年6月1日

### 宮崎県告示第 349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成25年6月3日から平成25年6月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
404	県道	石阿弥陀五日市線	えびの市大字大河平字草萩原3823番7地先から同市同大字同字3823番2地先まで	13.0~18.5	117.2

### 宮崎県告示第 350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年6月3日から平成25年6月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道388号	東臼杵郡門川町大字川内字柿木田6510番1地先から同郡同町同大字同字6509番1地先まで	旧	44.8~49.8	22.8
				新	46.9~66.7	22.8

### 宮崎県告示第 351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年6月3日から平成25年6月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
440	県道	高畑山本城線	串間市大字本城字権代2726番8地先から同市	旧	8.8~21.6	10.4
				新	9.4~	10.4

			同大字同字 2726番8地 先まで		21.6	
--	--	--	-------------------------	--	------	--

**宮崎県告示第 352号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 3 日から平成25年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字権代 2743番12地 先から同市 同大字同字 2743番12地 先まで	旧	13.8～ 20.8	21.2
				新	13.8～ 24.8	21.2

**宮崎県告示第 353号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 3 日から平成25年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字柿木田 6510番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字6509番 1 地先まで	平成25年 6 月 3 日

**宮崎県告示第 354号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 3 日から平成25年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	えびの市大 字大河平字 草萩原3823 番 7 地先か ら同市同大 字同字3823 番 2 地先ま で	平成25年 6 月 3 日

**宮崎県告示第 355号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 3 日から平成25年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字権代 2726番 8 地 先から同市 同大字同字 2726番 8 地 先まで	平成25年 6 月 3 日

**宮崎県告示第 356号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月 3 日から平成25年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字権代 2743番12地 先から同市 同大字同字 2743番12地 先まで	平成25年 6 月 3 日

宮崎県告示第 357号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市大字 熊野1443- 12	公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会	宮崎市大字 熊野2206- 1	公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会	平成25年 4月1日

訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第7号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程（平成元年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 審査会は、会長及び審査員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、副知事をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した審査員がその職務を代理する。</p> <p>3 審査会の会議は、会長及び審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p>	<p>第8条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。</p> <p>2 会長は知事の職務代理に関する規則（昭和30年宮崎県規則第73号）第2条に規定する第1順位の副知事を、副会長は同条に規定する第2順位の副知事をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 審査会の会議は、会長、副会長及び審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

保安林の平成25年における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	622.39
北川土流	土砂流出防備保安林	92.30
北川干害	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,052.01
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	146.27
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	9.46
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.53
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,169.24

五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	27.04
五十鈴川干害	干害防備保安林	24.96
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	2,116.57
耳川土流	土砂流出防備保安林	115.42
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	218.20
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	46.96
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,609.39
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	102.77
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.14
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.45
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	800.95
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.90
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.51
小丸川下流保健	保健保安林	0.23
川内川上流水かん	水源かん養保安林	687.39
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	54.63
川内川上流防風	防風保安林	0.43
川内川上流干害	干害防備保安林	22.38
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,327.58

大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	153.57
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流防風	防風保安林	0.66
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.71
大淀川本流保健	保健保安林	5.35
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,593.32
本庄川土流	土砂流出防備保安林	10.69
本庄川防風	防風保安林	0.11
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	881.42
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	65.27
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.50
広渡川水かん	水源かん養保安林	655.98
広渡川土流	土砂流出防備保安林	97.20
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.23
福島川水かん	水源かん養保安林	223.74
福島川土流	土砂流出防備保安林	13.31
福島川干害	干害防備保安林	3.78

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グランド錦町  
宮崎市錦町38番1 外1筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称の変更  
平成25年1月15日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年6月3日から平成25年7月3日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき赤江店  
宮崎市大字恒久字草葉 986番地1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

- 法附則第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成25年2月4日
- 3 意見の概要  
意見なし
  - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成25年6月3日から平成25年7月3日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
食の森うめこうじまなび野店・西松屋まなび野店  
宮崎市まなび野二丁目35番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成25年3月11日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成25年6月3日から平成25年7月3日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 実施職種  
(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
和裁科 建築科 配管科 塗装科  
(2) 学科試験のうち、指導方法について試験を実施する職種  
全職種
- 2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和 裁 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科

	<p>ア 裁縫知識 (裁縫工程、裁縫用具、見積り)</p> <p>イ 縫製法 (縫製法、縫製用材料)</p> <p>ウ 安全衛生 (安全管理、衛生管理)</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法 (裁縫工程、和服の種類、裁縫法)</p> <p>イ 被服学 (被服史、被服論、被服科学、服装美学)</p>	<p>イ 職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。) 第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号に規定する者</p> <p>ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格 (昭和45年労働省告示第17号) 又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格 (昭和63年労働省告示第38号) に規定する者</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p>																		
<p>建 築 科</p>	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 建築工学 (構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規)</p> <p>イ 安全衛生 (安全管理、衛生管理)</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 建築設計 (建築設計、設備設計、建築計画)</p> <p>イ 施工法 (建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算)</p> <p>ウ 材料 (建築用材料)</p>	<p>4 試験の免除</p> <table border="1" data-bbox="850 696 1474 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="850 696 1193 763">免除を受けることができる者</th> <th data-bbox="1193 696 1474 763">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="850 763 1193 909">免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="1193 763 1474 909">実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 909 1193 1021">免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="1193 909 1474 1021">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1021 1193 1267">職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td data-bbox="1193 1021 1474 1267">学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1267 1193 1413">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</td> <td data-bbox="1193 1267 1474 1413">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1413 1193 1514">職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</td> <td data-bbox="1193 1413 1474 1514">学科試験のうち指導方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1514 1193 1805">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者</td> <td data-bbox="1193 1514 1474 1805">学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1805 1193 2018">職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</td> <td data-bbox="1193 1805 1474 2018">学科試験のうち関連学科の系基礎学科 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 2018 1193 2101">免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了</td> <td data-bbox="1193 2018 1474 2101">学科試験のうち関連学科</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了	学科試験のうち関連学科
免除を受けることができる者	免除の範囲																			
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																			
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																			
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部																			
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法																			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)																			
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)																			
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了	学科試験のうち関連学科																			
<p>配 管 科</p>	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 建築工学 (建築設備、配管設備、建築構造、建築施工)</p> <p>イ 安全衛生 (安全管理、衛生管理)</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 配管設備 (上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空気調節設備)</p> <p>イ 配管製図 (読図法、配管図)</p> <p>ウ 施工法 (管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算)</p>																			
<p>塗 装 科</p>	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア デザイン (文字、構成、色彩、模様)</p> <p>イ 塗装一般 (塗料、調色、塗装用設備及び機器、関係法規)</p> <p>ウ 安全衛生 (安全管理、衛生管理)</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>塗装法 (金属製品塗装法、木工製品塗装法、建築物塗装法、試験法、材料、仕様及び積算)</p>																			
<p>その他の職種</p>	<p>指導方法</p>																			
<p>3 受験資格</p> <p>(1) 受験資格は、次のとおりとする。</p> <p>ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者</p>																				



した者	
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

- 5 試験期日  
平成25年8月26日（月曜日）
- 6 試験場所  
宮崎県技能検定センター  
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
- 7 受験申請の手続
  - (1) 提出書類
    - ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類
    - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類
  - (2) 提出先  
〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部労働政策課
  - (3) 受付期間  
平成25年6月21日（金曜日）から平成25年7月5日（金曜日）まで（郵送の場合は7月5日付けの消印のあるものまで有効とする。）
  - (4) 受験手数料 3,100円  
（宮崎県収入証紙（消印しないこと。）により納付すること。）
  - (5) 受験票  
申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合格通知  
平成25年9月27日（金曜日）に合格者に通知する。
- 9 その他
  - (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。
  - (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。
  - (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2434号により公告した公共測量（3級基準点測量外）が平成24年11月30日終了した旨、九州防

衛局長から通知があった。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定による処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分をした年月日  
平成25年5月24日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
郡司 和徳  
二級建築士  
宮崎県知事登録第4878号
- 3 処分の内容  
免許取消し
- 4 処分の原因となった事実  
宮崎地方裁判所平成23年7月28日判決（平成23年8月12日確定）により禁錮以上の刑（懲役2年6月、執行猶予4年）に処せられた。